

昭和42年10月6日制定

総務部

平成18年3月23日改正

県民環境部

#### 愛媛県青少年保護条例第4条、第5条及び第5条の2による指定基準

- 1 著しく青少年の性的感情を刺激し、その健全な育成を阻害するおそれのあるもの
  - (1) 性的行為を露骨に描写表現したもの
  - (2) 性的行為の前後の経過を克明に描写表現して、性行為又はわいせつな行為を連想させるもの
  - (3) 一般に隠すことが習慣となっている男女の肉体の全部又は一部を描写表現して、みだらな感情を興奮させるもの
  - (4) みだらな行為の描写表現によって背徳的な男女関係を取り扱ったもの
  - (5) 電磁的記録媒体に記録されたプログラムを電子計算機等を用いて実行することにより、みだらな行為を擬似的に体験させるもの
  
- 2 著しく青少年の粗暴性、又は残虐性を助長し、その健全な育成を阻害するおそれのあるもの
  - (1) 残虐な殺人場面を描写表現したもの
  - (2) 残酷な傷害場面を刺激的に描写表現したもの、ならびに殺傷、ごう問及び私刑による肉体の苦痛を詳細に描写表現したもの
  - (3) 暴力犯罪の手段、方法、経過等を克明に表現し、犯罪的感情を誘発するもの
  - (4) 生命を軽視し、ことさらに暴力行為を肯定するような描写表現を用いたもの
  - (5) 電磁的記録媒体に記録されたプログラムを電子計算機等を用いて実行することにより、粗暴性、又は残虐性を助長する行為を擬似的に体験させるもの
  
- 3 著しく青少年の犯罪又は自殺を誘発し、その健全な育成を阻害するおそれのあるもの
  - (1) 犯罪又は自殺を賛美し、又はこれらの行為の実行を勧め、若しくはそそのかすような表現をしたもの
  - (2) 犯罪又は自殺の手段、方法を、模倣できるように詳細に、又は具体的に描写し、又は表現したもの
  - (3) 電磁的記録媒体に記録されたプログラムを電子計算機等を用いて実行することにより、犯罪行為を擬似的に体験させるもの